

健康保険のしおり



ユニグループ健康保険組合

ユニーグループ健康保険組合って？

ふたつの大きな役割があります

1 保険給付

当健保組合は被保険者・被扶養者のみなさまが病気やケガをしたときの医療費や、出産・死亡に係わる費用を支給します。保険給付には、法律で決められた**法定給付**と、当健保組合が独自に上乗せする**付加給付**があります。

2 保健事業

当健保組合は被保険者・被扶養者のみなさまの健康づくりのため、健康診断・疾病予防のための費用補助や健康づくりサポートなど、さまざまな保健事業を行います。

健康保険の用語

保 険 者

健康保険を運営する組織のことで
ユニーグループ健康保険組合のこと

適用事業所

当健保組合に加入している会社のこと
(例 ユニー(株)、UDリテール(株)、(株)UCSなど)

被保険者

適用事業所に勤務している**従業員の**こと
(当健保組合の「資格情報のお知らせ」を交付された方)

被扶養者

被保険者の**家族の**こと
(当健保組合の「資格情報のお知らせ」を交付された方)

健康保険料・介護保険料について

- 健康保険料・介護保険料は、一定の保険料率で設定されており、毎月の給与・賞与額と保険料率から算出した額を給料より天引きします。
- 現在(2025.4.1)の健康保険料率は100/1000、介護保険料率は16/1000です。本人と会社(適用事業所)が折半します。
- ※毎月の給与は変動するため、その年の4月・5月・6月の報酬を平均して標準報酬月額を7/1現在で決め、その年9月から翌8月まで適用します。給与の大きな変動があった場合、連続した3ヶ月間の報酬を平均した額をもとに算出し翌月から適用します。
- ※賞与は支給があった額の1,000円未満を切り捨てた額から算出します。

医療機関等の受診について



Point!

医療機関等の受診は
「マイナ保険証」
でお願いいたします。

マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書^(*1)または健康保険証^(*2)を利用

- * 1 5Pを参照
- * 2 2024年12月1日までに発行されたものを利用
(経過措置として2025年12月1日まで使用可能)

マイナ保険証への早めの利用登録をお願いいたします。

「マイナ保険証」について

「マイナ保険証」

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録をおこなったものです。(マイナンバーカードの取得、マイナポータル等での利用登録が必要です)

* マイナ保険証の利用登録方法に関しては

厚生労働省 マイナ保険証

検索

マイナ保険証のメリット

① 医療情報の共有化でより良い医療が受けられます。

初めての医療機関でも特定健診や薬剤・医療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。

② 手続なしで高額な窓口負担が不要。

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても本人が同意すれば、高額療養費制度に基づき限度額を超える立替払いが不要となります。

③ マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単に出来ます。

マイナ保険証情報の確認

マイナポータルにログインし、「証明書」の「健康保険証」をクリックしていただくと、登録されている健康保険証情報をご確認いただけます。

当健保組合にお問い合わせいただく際は、被保険証番号【記号+番号】を確認させていただきます。

◆ 控えとして自分の番号確認にご活用ください。

記号

番号

(枝番)

(記号の例 40 46 57 58 等の数字)

「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」について

「資格情報のお知らせ」とは

ご自身の資格内容を把握できるよう、被保険者番号等の情報をお知らせするものです。

オンライン資格等システムを導入していない医療機関を受診する際や、医療機関窓口でマイナンバーカードの読み取りができない時に必要となりますので、**大切に保管してください。**

なお「資格情報のお知らせ」のみでは保険診療を受けることができません。

「資格確認書」とは

マイナンバーカードを作成していないなど、オンライン資格確認を受けることができない状況にある方へ被保険者の確認に利用する目的で交付するものです。

原則本人の申請に基づき事業所経由で交付します。

● 交付対象者の例

- ① マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
- ② マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第3者が同行して資格確認を補助する必要がある者
- ③ マイナンバーカードを取得していない者
- ④ マイナンバーカードを取得しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- ⑤ マイナ保険証の利用登録を解除した者
- ⑥ マイナンバーカードの電子申請証明書の有効期限切れの者
- ⑦ マイナンバーカードの返納者

マイナ保険証への移行についてよくある質問

Q

「健康保険証」廃止日以降、経過措置期間中(2024年12月2日～2025年12月1日)中に退職する場合、「健康保険証」は回収されますか？

「健康保険証」を回収します。

A

Q

2024年12月2日以降は、「健康保険証」を交付してもらえないのでしょうか？

いかなる場合でも交付できません。

A

Q

2025年12月1日までに「健康保険証」を紛失してしまった場合どうすればよろしいのでしょうか？

警察署へ届け後、「健康保険被保険者証滅失届」を、健康保険組合にご提出ください。医療機関の受診は「マイナ保険証」をご利用ください。ただし「マイナ保険証」を利用できない場合は、「被保険者」からの申請により「資格確認書」を交付いたします。再発行手数料も必要です。

A

Q

「資格情報のお知らせ」はどのようなときに必要ですか？

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等を受診する際や、医療機関等の窓口にてマイナンバーカードの読み取りができなかった場合に、マイナンバーカードと併せて「資格情報のお知らせ」を提示する必要があります。
(*マイナ保険証と一緒に携行すると安心です)

A

マイナ保険証への移行についてよくある質問

Q

健康保険の資格を喪失した場合、「資格情報のお知らせ」の返却は必要でしょうか？

返却は必要ありません。
「資格情報のお知らせ」はそれだけで医療機関等を受診することが出来ないためです。

A

Q

健康保険の資格を喪失した場合、「資格確認書」の返却は必要でしょうか？

「資格確認書」の有効期限内に資格喪失された場合は返却が必要です。なお有効期限が切れた場合は除きます。

A

Q

マイナンバーカードを紛失した場合どうすればよろしいでしょうか？

警察署へ届け後、自治体で再発行の手続きを行ってください。再発行期間中、医療機関等受診の必要がある方は「資格確認書」の申請を当健保組合に行ってください。

A

2025年3月時点において厚生労働省等から示された内容を基に記載しております。内容の変更が生じた場合は、ホームページ等でお知らせします。

被保険者・被扶養者が受けられる保険給付

法定給付（健康保険法で決められた給付）

主なものを抜粋
（詳しくはHPで）

① 病気やケガをしたとき【医療費の7割を当健保組合より給付します】

a 「療養の給付」

当健保組合が7割給付、**3割の自己負担**

※小学校入学前及び70歳以上の被扶養者は8割給付、**2割の自己負担**

b 「訪問看護療養費」

当健保組合が7割給付、**3割の自己負担**

※小学校入学前及び70歳以上の被扶養者は8割給付、**2割の自己負担**

c 「高額療養費」「家族高額療養費」「合算高額療養費」

同じ医療機関で、1人1ヶ月の外来・入院それぞれの窓口負担額が**自己負担限度額**を超えたとき、超えた分を当健保組合が給付します。

「**マイナ保険証**」を利用すれば、手続きなく限度額を超える支払いが免除されます。

「**マイナ保険証**」が利用不可である場合、「**保険証**」または「**資格確認書**」と「**限度額適用認定証**」を利用することで、限度額を超える支払いが免除されます。

※非課税世帯の場合は健保組合に非課税証明書を必ず提出してください。

P18の「**限度額適用認定証**」が必要になった場合を参照してください。

※自己負担限度額は報酬額によって変わります。詳しくはホームページをご確認ください。

d 「入院時食事療養費」

入院1食につき490円を超えた額を給付します。

※各医療機関の窓口で精算されます。

② 病気やケガで働けないとき

● 「傷病手当金」 ※被保険者のみ、事業主より報酬がない場合

※休業1日につき標準報酬日額★の2/3を通算で1年6ヶ月支給します。（標準報酬日額：過去12ヶ月分の平均）

※休業（医師が労務不能を認めた日から）連続3日以上4日目から給付対象になります。

※「**傷病手当金請求書**」に医師の意見と証明を受けて、人事労務担当部署経由で提出してください。

被保険者・被扶養者が受けられる保険給付

③ 出産したとき

a 「出産育児一時金」

※妊娠4ヶ月以上で分娩したとき、1児につき50万円
(産科医療補償制度対象外分娩の場合は、48.8万円)

「出産育児一時金請求書」を提出してください。

※「直接支払制度」利用者は差額支給がある場合のみ提出してください。

b 「出産手当金」 ※被保険者のみ

※休業1日につき標準報酬日額★の2/3を出産日以前42日目から
出産後56日目まで支給します。「出産手当金請求書」を人事労務
担当部署経由で提出してください。

④ 死亡したとき

● 被保険者または被扶養者が亡くなった時に「埋葬料(費)」を
5万円支給します。

「埋葬料(費)請求書」を当健保組合に提出してください。

※ ② ③ ④ の給付を受ける権利は、2年で失効となります。

★標準報酬日額：支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヶ月間の標準報酬
月額を平均した額の30分の1に相当する額

付加給付 (当健保組合が法定給付にプラスして支給する独自の給付)

① 「一部負担還元金」 ※被保険者、② 「家族療養付加金」 ※被扶養者

● 窓口で支払った医療費(1ヶ月、1件ごと)の自己負担限度額が3万
円を超えた額を後日給与に加算して給付します(原則申請不要)。

③ 「合算高額療費付加金」

● 窓口で支払った医療費(1ヶ月、1件ごと)の被保険者・被扶養
者の家族合算の自己負担限度額が3万円×件数を超えた額を
後日給与に加算して給付します(原則申請不要)。

給付の制限

次のような時には、給付が制限されます。

1. 犯罪行為、故意に事故を起こしたとき
2. けんか、酔っ払いなどで事故を起こしたとき
3. 正当な理由なく医師の指示に従わなかったとき
4. 詐欺、その他不正に保険給付を受けたり、受けようとしたとき
5. 当健保組合が指示する質問や診断を拒んだとき

病気とみなされない以下のものについては、給付を受けられません。

1. 単なる疲労や倦怠感
2. 美容整形
3. 人間ドック、健康診断
(※特定健診・がん検診には費用補助制度があります。▶P12 参照)
4. 予防接種
(※インフルエンザには費用補助制度があります。▶P13 参照)
5. 正常な妊娠・出産 (※一時金・手当があります。▶P9 参照)

仕事中や通勤途中にケガをしたとき

- 通勤途中や仕事が原因となって起きた病気・ケガ等は、健康保険の対象ではありません。
- すぐに上司に報告し、労災保険での診療が受けられるかどうか会社（人事労務担当部署）に確認してください。
- 労災の認定は労働基準監督署で行います。
- 労災保険での診療が受けられなかった場合は、当健保組合へご連絡ください。

交通事故や他人からの加害行為にあったとき

交通事故や暴力をうけたことによるなど第三者（他人（家族含む））からの行為が原因でケガや病気をした場合は速やかに当健保組合への届出が必要です。

第三者行為の例

- ・交通事故にあった
 - ・不当な暴力や障害行為を受け、けがをしたとき
 - ・飲食店で食中毒にあったとき
 - ・他人の飼い犬やペットなどによりけがをしたとき
- 第三者の行為（交通事故含む）が原因でケガ・病気をし、マイナ保険証等を使用した場合、加害者に治療費を請求するため、必ず当健保組合に連絡の上必要な書類を提出してください。（ホームページを確認してください）当健保組合への連絡なしに健康保険の資格を使って治療を受けていることが判明した場合は、給付した治療費を返還していただくことがあります。
- 自動車などの事故に対応する任意保険に加入している場合、届出書類の作成・提出について損害保険会社からサポートを受けられる場合があります。
詳しくは契約されている損害保険会社にお問い合わせください。

自損事故も届け出が必要です。

- 連絡先：ユニーグループ健康保険組合 TEL：**0587-24-8271**
※土日休みのため週末発生した場合は、月曜日にご連絡ください。

費用補助制度

40歳以上の被扶養者の特定健診(健康診断)の受診率が低い状況です。
早期発見・早期治療して、重症化を防ぐためにも
毎年受診をお願いします。

① 特定健診費用の補助制度

(※被扶養者が対象)
(※任意継続者は被保険者も対象)

検査内容	対象者	補助限度額
特定健康診査	40歳以上	9,000円まで
詳細項目検査		合算で2,000円まで

② 家族健康診断費用の補助制度

(※被扶養者が対象)
(※任意継続者は被保険者も対象)

検査内容	対象者	補助限度額
家族健康診断	30歳～39歳	9,000円まで

※特定健診と同様の検査内容となります。

③ がん検査費用補助制度

(※被扶養者が対象)
(※任意継続者は被保険者も対象)
(※子宮がん検査は被保険者も対象)

検査内容	対象者	補助限度額
胃がん検査	35歳以上	7,000円まで
大腸がん検査		1,500円まで
乳がん検査		5,000円まで
子宮がん検査	20歳以上	3,500円まで

特定健康診査・がん検査費用補助の手続き

- ①検査前にホームページに掲載の「**健診費用補助金請求書**」を準備してください。
 - ②ご自身で任意に選択した医療機関で健診を受けてください。
 - ③「健診費用補助金請求書」に必要事項を記入の上、添付資料とともに当健保組合に提出してください。
 - ④受付後、補助額を決定し、指定口座に振込します。
- ※巡回検診のある事業所内勤務者は除きます。(子宮がん検査は除く)

費用補助制度

特定健康診査・がん検査の費用補助制度の注意事項

- ①年齢は、当該年度（4月1日～3月31日）までに対象年齢に該当する方です。
 - ②費用対象項目・種類別の金額がわからない領収書は、費用補助することができません（例：人間ドックなど）。
- ※40歳以上の被扶養者には毎年5月中旬『特定健康診査 受診ガイドブック』を発送しております。
詳しくは、受診ガイドブック、またはホームページをご確認ください。

4 インフルエンザ予防接種費用補助制度

種類	接種期間	補助限度額
インフルエンザ	10月1日～1月31日	1,000円まで

●手続きの方法

- ① **「MY HEALTH WEB」から申し込み。**（P20 参照）
- ②ご自身で任意に選択した医療機関で予防接種を受けてください。
- ③「MY HEALTH WEB」にて必要事項を入力し、インフルエンザ予防接種が分かる領収書の画像を添付して申請してください。
- ④受付後、補助額を決定し、指定口座に振込みます。
（2～3ヶ月かかります）
- ⑤費用補助申請期限は、2月末日までです。
- ⑥期間中、一人一回限りの補助となります。お子様が複数回接種した場合についても、費用補助は一回のみとなります。
- ⑦愛知県に住所登録されている64才以下の方には補助券を発行しています。補助券を使用した場合、申請は必要ありません。



こんな時どうする？



被保険者の住所が変更になった場合

- 「健康保険被保険者住所変更届」を店舗・人事労務担当部署に提出してください。
 - ※ 「健康保険被保険者住所変更届」は人事労務担当部署にお問合せください。
 - ※ 当健保組合への届出の住所は住民票に記載の住所となります。
- 提出は住所変更が発生次第、速やかをお願いします。

被保険者の氏名が変更になった場合（結婚など）

- 保険証（被保険者・被扶養者分）または資格確認書を会社の「人事（変更）届」に添えて店舗・人事労務担当部署に提出してください。
- 提出は氏名変更が発生次第、速やかをお願いします。

被扶養者の異動があった場合 （結婚・出産・子供の独立・死亡など）

- 「健康保険被扶養者（異動）届」と保険証または資格確認書（異動対象の被扶養者分）と異動日が分かる書類（資格情報のお知らせ等）を添えて店舗・人事労務担当部署経由で当健保組合に提出してください。
 - ※ 「健康保険被扶養者（異動）届」は複写式のため人事労務担当部署にお問い合わせください。
- 提出期限は、事由発生後5日以内。



こんな時どうする？



被保険者の資格を失った場合(退職・死亡など)

- 保険証（被保険者・被扶養者分）または資格確認書を店舗・人事労務担当部署経由で返却してください。
- 保険証、資格確認書を紛失している場合、「**健康保険被保険者証再交付申請書・被保険者証滅失届**」を添えて提出してください。
保険証、資格確認書を紛失している場合は悪用されることがありますので、すみやかに警察に届け出てください。
※ 提出期限は、退職した日の翌日から5日以内。

退職後健康保険を継続したい場合

- 任意継続保険者制度があります。「**健康保険任意継続被保険者資格取得申請書**」を記入の上、当健保組合に提出してください。
- 家族も加入させるためには、任意継続者用の「健康保険被扶養者（異動）届」「被扶養者現況届」を記入の上、提出してください。
※ 18歳以上の方は、収入を確認するための書類が別途必要です。
- 退職後最大で2年間加入できます。
- 保険料は退職時の標準報酬月額、または当健保組合の前年9月末時点での平均標準報酬月額いずれか低い方で計算します。事業主負担分を含めた全額が本人負担となります。
- 申請期限は、退職した日の翌日から20日以内当健保組合**必着**。



こんな時どうする？



立て替え払いをした場合

● 次のような場合、当健保組合に申請し、当健保組合が認めた場合、払戻しの給付を受けることができます。

- ① 急病のため、やむを得ずマイナ保険証または資格確認書を持たず受診した場合「療養費支給申請書(立替払い用)」を記入し、「領収書」「診療報酬明細書」を添付の上、当健保組合に提出してください。
- ② 医師の指示によりコルセット等治療用装具を購入した場合、「療養費支給申請書(治療用装具用)」を記入し、「領収書」「保険医の証明書」「装具作製確認書」「装具現物写真」を添付の上、当健保組合に提出してください。
- ③ 医師の同意に基づき、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の施術を受けた場合、「療養費支給申請書(はり・きゅう用)(あんま・マッサージ・指圧用)」を記入し、「施術内容証明書」「医師の施術同意書」「領収書」を添付の上、当健保組合に提出してください。

※実際に給付されるまで、概ね3ヶ月程度必要となります。

審査状況によって、更に時間を要する場合があります。

※なお、②・③については、医師の指示や同意があっても、健康保険法の支給要件に適合していない場合は、給付を受けられないことがあります。

※給付を受ける権利は、2年で失効となります。



こんな時どうする？



接骨院・整骨院にかかる場合

- 健康保険が適用されるものとされないものがあります。

健康保険が使える場合

- 外傷性が明らかで慢性に至っていない
打撲・捻挫・および挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼
（骨折・脱臼については医師の同意が必要です）

健康保険が使えない場合

- × 単なる肩こりや運動による筋肉疲労
- × 過去のケガや後遺症
- × 医療機関と接骨院の重複受診
- × 長期にわたる施術
- × 神経痛やリウマチなどの医療機関で治療すべき病気・ケガに起因する痛み等への施術

整骨院・接骨院にかかる場合の注意事項

- ① 負傷の原因を正しく伝えましょう。
- ② 必ず領収書（無料）を受け取りましょう。
- ③ 「療養費支給申請書」には自署が必要です。自署を求められた場合は白紙委任する事がないよう、記載事項が間違いがないか必ず確認してください。（代筆の場合は捺印が必要です）
- ④ 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう。
- ⑤ 「ついでに他の部分も」とか「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」受診は支給対象外です。

健康組合より治療内容をお尋ねする事があります

適正な支払いに調査が必要と判断される場合には、当健保組合より負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。受診の記録（負傷部位・治療日・治療内容など）、領収書等の保管をしていただき、照会がありましたらご自身で回答いただくようお願いいたします。



こんな時どうする？



限度額認定証が必要になった場合 (入院や高額薬剤治療で病院から求められた時など)

- 医療機関での窓口支払いを自己負担限度額までにすることが出来ます。
 - ※「マイナ保険証」を利用して受診した場合、「限度額適用認定証」の医療機関への提示は原則必要ありません。
- 申請の流れ
 - ① 事前に「健康保険限度額適用認定証交付再交付申請書」を当健保組合へ提出してください。
 - ※申請の際、住民税非課税世帯の場合は「非課税証明書」の提出が**必要です**。
 - ② 申請書の内容を確認次第、「限度額適用認定証」を発行し、送付します。
 - ※申請書の提出から認定証の発行・送付まで1週間程度かかります。
 - ③ 支払いの際、「限度額適用認定証」を提示してください。
- P8 の法定給付① - ③及び P9 の付加給付を併せてご確認ください。

資格確認書を紛失した場合

- ① すみやかに警察に届けてください。
- ② 「資格確認書(再)交付申請書」を店舗・人事労務担当部署経由で当健保組合に提出してください。
- ③ 1枚につき1,000円を当健保組合の指定口座に振込の上、当健保組合へ連絡してください。
- ④ 申請書・入金確認の上、店舗・人事労務担当部署経由で、新資格確認書を再交付します。
 - ※入金後に資格確認書を発見した場合、返金できかねますので、ご注意ください。発見した古い資格確認書は、速やかに当健保組合に返却してください。

節約もできる「適正受診」のお願い

(上手に医療を受けるポイント)

「適正受診」によりむだな医療費負担や家計支出を抑えることができます。皆様の給料から納めている保険料の有効活用・節約も可能です。

① かかりつけ医・かかりつけ薬局をもとう

かかりつけ医等に継続的にかかることで適切な治療やアドバイスが得られます。必要に応じて専門医などを紹介してもらえるのでまずは「かかりつけ医」等に相談を。

② 積極的なジェネリック医薬品の活用

新薬の特許が切れたあとに、同じ成分で安価に製造・販売されている医薬品。成分が同じなので効き目も同等。医療費負担・家計負担をもっと軽くすることができます。

③ 整骨院・接骨院等で健康保険が使える範囲を理解しましょう

整骨院・接骨院は保険医療機関ではありません。健康保険で受けられる範囲が決められております。(詳しくは P17 参照)

当組合のホームページ限定コンテンツにアクセスするには 保険者番号 を入力

ユニグループ健康保険組合

〒492-8680 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
TEL : **0587-24-8271** FAX : 0587-24-8270

月～金 9:00～17:00 (土・日休み)

ホームページ : <https://www.unygruppenpo.or.jp>

ユニグループ健保

検索

2025年4月 発行



※ホームページは、パソコン・スマートフォンからご覧いただけます。
この冊子の内容をさらに詳しく、最新情報を掲載しており、
各種申請書・届出書もホームページから取得できます。

「MY HEALTH WEB」に登録を！

パソコンやスマートフォンからアクセスでき、いつでもどこでも利用できる健康支援サイト、アプリです。今後、健康情報や健保組合からのお知らせをこのアプリで提供していきます。

「MY HEALTH WEB」で出来ること

① 健診結果の確認

過去5年分の健康診断結果が確認できます。

② 医療費情報の閲覧

自分の医療費明細や医療費控除に必要な情報を確認できます。

③ たまるポイントで景品がもらえる

健康活動に応じてポイントが貯まり景品と交換できます。

④ 健康情報の提供

生活習慣病や健康維持に役立つ情報を提供。

⑤ インフルエンザ予防接種の補助申請

インフルエンザの補助申請はMY HEALTH WEBからの申請になります。



アプリをダウンロードして便利な機能を活用しよう。



iOS 10 以降



Android 5 以降

「MY HEALTH WEB」多くの健康保険組合で導入しております。

ユニー マイヘルスウェブ

検索

「MY HEALTH WEB」の登録、操作等に関するお問い合わせ先
ヘルプデスク 03 - 5213 - 4467 平日9時～17時